

事業評価書

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律（平成17年法律第119号）により新設された規制

平成24年3月
国家公安委員会・警察庁

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律（平成17年法律第119号）により新設された規制

1 評価の対象とした政策

(1) 風俗営業の許可の欠格事由等の追加

人身取引の被害者が風俗営業及び性風俗関連特殊営業において稼働している実態を踏まえ、これらの営業が人身取引の温床となることを防止するため、刑法に新設された人身売買に関する罪等を、風俗営業の許可の欠格事由及び性風俗関連特殊営業の営業停止等命令の事由に追加し、いわゆる人身取引ブローカーのような者が風俗営業等を営むことを排除することとした。

(2) 風俗営業者等に対する接客従業者の在留資格等の確認の義務付け

風俗営業等に不法就労する外国人が後を絶たず、人身取引等の違法行為の温床となっていることから、風俗営業等に係る不法就労の防止対策を強化し、風俗営業等に関する外国人に係る人身取引等の違反行為を防止するため、接待飲食等営業、店舗型性風俗特殊営業、無店舗型性風俗特殊営業及び夜間における酒類提供飲食店営業を営む者に対し、その営業に関し客に接する業務に従事させようとする者の生年月日、国籍のほか、外国人については、その在留資格及び在留期間を確認し、その確認の記録を保存しなければならないこととした。

(3) 性風俗関連特殊営業を営む者に対する届出確認書の備付け及び提示義務

年少者使用や広告制限区域におけるピラ頒布、売春の周旋、わいせつ物頒布等の各種犯罪の温床となっている無届の性風俗関連特殊営業を排除するためには、届出書を提出した業者であるか否かを外形的に判別することができる仕組みを構築する必要があったことから、都道府県公安委員会は、性風俗関連特殊営業を営もうとする者から届出書の提出があったときは、その提出があった旨を記載した書面（以下「届出確認書」という。）を当該届出書の提出者に交付することとし、また、届出確認書の交付を受けた者は、当該届出確認書を、その営業所又は事務所に備え付けるとともに、関係者から請求があったときは提示しなければならないこととした。

(4) 派遣型ファッションヘルス営業に係る受付所及び待機所を届出対象に追加

- ・ 受付所に対する店舗型ファッションヘルスと同様の営業禁止区域等の規制の適用
- ・ 警察職員による立入りの対象施設に派遣型ファッションヘルス営業に係る事務所、受付所及び待機所を追加

派遣型ファッションヘルスの営業について、店舗型ファッションヘルスの営業所類似の受付所が多数出現し、またそれらが住宅地等の地域にも広がっていた。同営業においては年少者使用が後を絶たず、人身取引の被害者が接

客業務に従事している可能性も考えられるものの、前記受付所や派遣従業者を待機させる待機所は届出事項とはされておらず、各種規制及び警察職員による立入りの対象とはなっていないかった。これらのことから、当該営業に係る受付所及び派遣従業者の待機所を届出事項に追加するとともに、受付所については、学校から200メートル以内の区域内に設けてはならない等の立地規制や、深夜における営業を制限する営業時間制限等、店舗型ファッションヘルスに対する規制と同様の規制を適用した。

また、各種規制の遵守状況を確認するため、派遣型ファッションヘルス営業の本拠となる事務所、受付所及び待機所を警察職員による立入対象とした。

(5) 客引きをするための立ちふさがり、つきまとい行為の禁止

風俗営業等を営む者が、客引きの規制から逃れるため、店の名前や具体的な文言を言わないまま、相手の前に立ちふさがったり、相手につきまといたりしながら声を掛け、相手に関心を示してから客引きに移行する形態が増加していたところ、これらの行為は、外形上は客引きに類似し、客引き行為と同様に善良の風俗及び清浄な風俗環境を害していたことから、立ちふさがり、つきまとい行為を禁止行為として規定した。

(6) 性風俗関連特殊営業を営む者による人の住居へのビラ等の頒布、広告制限区域等における広告物の表示等の直罰化及び無届業者の広告宣伝等の禁止

性風俗関連特殊営業については、一般家庭の郵便受け等にビラを投げ込んだり、広告制限区域等において広告物を表示することが禁止されているが、行政処分のみでは状況が改善されず、また、一般家庭の郵便受け等に投げ込まれたビラや新聞、雑誌等に掲載されている店舗型、無店舗型の性風俗特殊営業に係る広告宣伝の多くが無届営業によるものであることから、広告制限区域等において広告物を表示し、又は人の住居にビラ等を頒布する行為等に直罰を設けるとともに、届出書を提出していない者が店舗型性風俗特殊営業又は無店舗型性風俗特殊営業を営む目的をもって広告又は宣伝をすることを禁止した。

2 評価の観点

(1) 風俗営業の許可の欠格事由等の追加

人身売買に関する罪等を風俗営業の許可の欠格事由等に追加したことで、人身取引ブローカー等を風俗営業等の営業主体から排除できているかを有効性の観点から評価する。また、欠格事由等の追加により事業者等に発生する負担が過大となっていないか、得られる効果と比較して効率性の観点から評価する。

(2) 風俗営業者等に対する接客従業者の在留資格等の確認の義務付け

風俗営業等に従事させようとする接客従業者の在留資格及び在留期間を確認し、その確認の記録を保存することにより、風俗営業等に関する外国人に

係る不法就労、人身取引及び売春等の違法行為を防止できているかを有効性の観点から評価する。また、当該規制により風俗営業者等に発生する負担が過大となっていないか、得られる効果と比較して効率性の観点から評価する。

(3) 性風俗関連特殊営業を営む者に対する届出確認書の備付け及び提示義務

届出書を提出した業者であるか否かを外形的に判別可能にしたことで、各種犯罪の温床となっている無届の性風俗関連特殊営業を排除できているかを有効性の観点から評価する。また、当該規制により行政及び営業者等に発生する負担が過大となっていないか、得られる効果と比較して効率性の観点から評価する。

(4) ・ 派遣型ファッションヘルス営業に係る受付所及び待機所を届出対象に追加

・ 受付所に対する店舗型ファッションヘルスと同様の営業禁止区域等の規制の適用

・ 警察職員による立入りの対象施設に派遣型ファッションヘルス営業に係る事務所、受付所及び待機所を追加

派遣型ファッションヘルス営業の受付所、待機所についても規制対象とすることで、当該受付所が学校の周辺等の清浄な風俗環境を害するおそれのある地域に設置されること等を防止できているか、有効性の観点から評価する。また、当該規制により行政及び営業者等に発生する負担が過大となっていないか、得られる効果と比較して効率性の観点から評価する。

(5) 客引きをするための立ちふさがり、つきまとい行為の禁止

外形上客引き行為に類似するつきまとい行為等を禁止することで、風俗営業者等が客引きの規制から逃れることを防止できているか有効性の観点から評価する。また、当該規制により行政に発生する負担が過大なものとなっていないか、得られる効果と比較して効率性の観点から評価する。

(6) 性風俗関連特殊営業を営む者による人の住居へのビラ等の頒布、広告制限区域等における広告物の表示等の直罰化及び無届業者の広告宣伝等の禁止

広告の態様制限違反を直罰化することにより、ビラ等の違法な頒布、広告物の違法な表示、無届業者による広告宣伝等の行為を抑止できているか有効性の観点から評価する。また、当該規制により行政に発生する負担が過大となっていないか、得られる効果と比較して効率性の観点から評価する。

3 効果の把握の手法及びその結果

(1) 風俗営業の許可の欠格事由等の追加

ア 効果の把握の手法

略取誘拐・人身売買の罪を犯した者に対する風俗営業の許可の取消件数及びこれらの罪に当たる違法な行為をしたことによる性風俗関連特殊営業の営業停止処分件数を把握する。

イ 結果

平成18年から23年までの間の略取誘拐・人身売買の罪に当たる違法な行為をした者に対する風俗営業の許可の取消処分及び性風俗関連特殊営業の営業停止処分は無かった。

なお、13年から23年までの人身取引事犯の被害者の就労形態は以下のとおりである。

人身取引事犯（注）の被害者の就労形態

	平成13年	平成14年	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年
売春婦	(統計無し)		4	7	3	2	1	5	10	3	16
ホステス			37	63	113	56	41	27	7	27	8
ストリップ嬢			39	4	0	0	0	0	0	0	0
ファッションヘルス嬢			3	3	1	0	1	2	0	1	1
その他			0	0	0	0	0	2	0	6	0
計	65	55	83	77	117	58	43	36	17	37	25

平成12年以前の統計は無い。

(平成24年3月保安課作成)

(注) 人身取引の過程で行われた犯罪をいう。「人身取引」とは、搾取の目的で、暴力その他の形態の強制力による脅迫若しくはその行使、誘拐、詐欺、欺もう、権力の濫用若しくはぜい弱な立場に乗ずること又は他の者を支配下に置く者の同意を得る目的で行われる金銭若しくは利益の授受の手段を用いて、人を獲得し、輸送し、引き渡し、蔵匿し、又は収受することをいう(国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約を補足する人(特に女性及び児童)の取引を防止し、抑止し及び処罰するための議定書(平成12年採択)第3条(a)による。)

(2) 風俗営業者等に対する接客従業者の在留資格等の確認の義務付け

ア 効果の把握の手法

(ア) 在留資格等の確認義務違反及び確認記録の作成・保存義務違反に対する行政処分件数及び検挙件数を把握する。

(1) 風俗関係事犯に関与した外国人女性の出入国管理及び難民認定法(以下「入管法」という。)違反の検挙人員を把握する。

イ 結果

(ア) 平成18年から23年までの間のア(ア)については以下のとおりである。

行政処分件数

	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年
行政処分件数	269	834	818	881	857	833

平成18年の統計については風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律(平成17年法律第119号。以下「改正法」という。)施行日(5月1日)から計上。

複数の違反について行政処分を行う場合は、主要な違反についてのみ件数として計上されているため、表中の数字が必ずしも本違反に関する行政処分の総件数ではない。

(平成24年3月保安課作成)

検挙件数

	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年
検挙件数	50	146	233	185	200	116

平成18年の統計については改正法施行日(5月1日)から計上。

平成23年の統計については暫定値。

(平成24年3月保安課作成)

(1) 平成12年から23年までの間のア(イ)については以下のとおりである。

風俗関係事犯に關与した外国人女性(注1)の入管法違反(注2)の検挙人員

	平成12年	平成13年	平成14年	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年
検挙人員	674	580	477	583	343	402	384	235	178	302	304	243

平成23年の統計については暫定値。

(平成24年3月保安課作成)

(注1) 風俗関係事犯において被疑者又は参考人として取り扱った風俗営業店等に稼働する外国人女性。本統計における「風俗関係事犯」としては、売春事犯、わいせつ事犯及び風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律違反を計上している。

(注2) 入管法違反のうち、不法入国、不法上陸、不法在留、不法残留及び資格外活動に限って計上した。

(3) 性風俗関連特殊営業を営む者に対する届出確認書の備付け及び提示義務

ア 効果の把握の手法

(ア) 届出確認書の備付け及び提示義務違反に対する行政処分件数を把握する。

(1) 性風俗関連特殊営業における無届営業・届出書虚偽記載等の検挙件数及び検挙人員を把握する。

イ 結果

(ア) 平成18年から23年までの間のア(ア)については以下のとおりである。

行政処分件数

	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年
行政処分件数	16	48	87	66	63	78

平成18年の統計については改正法施行日(5月1日)から計上。

複数の違反について行政処分を行う場合は、主要な違反についてのみ件数として計上されているため、表中の数字が必ずしも本違反に関する行政処分の総件数ではない。

(平成24年3月保安課作成)

(1) 平成12年から23年までの間のア(イ)については以下のとおりである。

検挙件数及び検挙人員

	平成12年	平成13年	平成14年	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年
検挙件数	24	22	22	24	37	48	44	60	49	61	39	41
検挙人員	10	11	18	9	25	36	35	63	34	48	44	38

平成23年の統計については暫定値。

(平成24年3月保安課作成)

(4) ・ 派遣型ファッションヘルス営業に係る受付所及び待機所を届出対象に追加

- ・ 受付所に対する店舗型ファッションヘルスと同様の営業禁止区域等の規制の適用
- ・ 警察職員による立入りの対象施設に派遣型ファッションヘルス営業に係る事務所、受付所及び待機所を追加

ア 効果の把握の手法

(ア) 派遣型ファッションヘルス営業について、受付所を設置しているものの届出件数及び受付所に対する立入り件数並びに待機所を設置しているものの届出件数及び待機所に対する立入り件数を把握するとともに、受付所営業に係る禁止区域等営業に対する行政処分件数及び検挙件数を把握する。

(イ) 派遣型ファッションヘルス営業における年少者使用の検挙件数及び検挙人員を把握する。

イ 結果

(ア) 平成18年から23年までの間のア(ア)については以下のとおりである。

受付所を届け出ている営業数及び受付所に対する立入り件数

	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年
届出件数	1,292	1,095	1,100	1,037	984	965
立入り件数	492	226	626	285	517	334

平成18年の統計については改正法施行日(5月1日)から計上。

(平成24年3月保安課作成)

待機所を届け出ている営業数及び待機所に対する立入り件数

	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年
届出件数	5,624	6,129	7,514	8,763	9,966	11,082
立入り件数	548	1,031	1,205	932	1,011	845

平成18年の統計については改正法施行日（5月1日）から計上。

（平成24年3月保安課作成）

受付所営業に係る禁止区域等営業に対する行政処分件数

	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年
行政処分件数	9	7	8	11	3	2

平成18年の統計については改正法施行日（5月1日）から計上。

複数の違反について行政処分を行う場合は、主要な違反についてのみ件数として計上されているため、表中の数字が必ずしも本違反に関する行政処分の総件数ではない。

（平成24年3月保安課作成）

受付所営業に係る禁止区域等営業の検挙件数

	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年
検挙件数	0	3	5	19	8	4

平成18年の統計については改正法施行日（5月1日）から計上。

平成23年の統計については暫定値。

（平成24年3月保安課作成）

(1) 平成12年から23年までの間のア(イ)については以下のとおりである。

派遣型ファッションヘルス営業における年少者使用の検挙件数及び検挙人員

	平成12年	平成13年	平成14年	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年
検挙件数	10	20	37	38	25	23	31	20	22	21	10	18
検挙人員	11	20	24	18	11	19	22	14	12	8	5	13

平成23年の統計については暫定値。

（平成24年3月保安課作成）

(5) 客引きをするための立ちふさがり、つきまとい行為の禁止

ア 効果の把握の手法

客引きをするための立ちふさがり、つきまとい行為を行った風俗営業者等に対する検挙件数を把握する。

イ 結果

平成18年から23年までの間のアについては以下のとおりである。

立ちふさがり、つきまとい行為の検挙件数

	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年
検挙件数	36	8	8	6	9	5

平成18年の統計については改正法施行日（5月1日）から計上。

平成23年の統計については暫定値。

（平成24年3月保安課作成）

(6) 性風俗関連特殊営業を営む者による人の住居へのビラ等の頒布、広告制限区域等における広告物の表示等の直罰化及び無届業者の広告宣伝等の禁止

ア 効果の把握の手法

(ア) 性風俗関連特殊営業を営む者による人の住居へのビラ等の頒布、広告制限区域等における広告物の表示等に対する行政処分件数及び検挙件数を把握する。

(イ) 無届業者の広告宣伝等に対する行政処分件数及び検挙件数を把握する。

イ 結果

(ア) ア(ア)について、平成12年から23年までの間の行政処分件数及び18年から23年までの間の検挙件数は以下のとおりである。

行政処分件数

	平成12年	平成13年	平成14年	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年
行政処分件数	85	72	155	129	153	260	148	170	81	80	70	67

複数の違反について行政処分を行う場合は、主要な違反についてのみ件数として計上されているため、表中の数字が必ずしも本違反に関する行政処分の総件数ではない。

（平成24年3月保安課作成）

検挙件数

	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年
検挙件数	54	55	104	21	9	15

平成18年の統計については改正法施行日（5月1日）より計上。

平成23年の統計については暫定値。

（平成24年3月保安課作成）

(イ) 平成18年から23年までの間のア(イ)については以下のとおりである。

行政処分件数

	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年
行政処分件数	0	0	4	0	0	0

平成18年の統計については改正法施行日（5月1日）より計上。

複数の違反について行政処分を行う場合は、主要な違反についてのみ件数として計上されているため、表中の数字が必ずしも本違反に関する行政処分の総件数ではない。

（平成24年3月保安課作成）

検挙件数

	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年
検挙件数	53	117	80	57	51	66

平成18年の統計については改正法施行日（5月1日）より計上。

平成23年の統計については暫定値。

（平成24年3月保安課作成）

4 評価の結果

(1) 風俗営業の許可の欠格事由等の追加

略取誘拐・人身取引の罪を犯したことを理由として風俗営業の許可を取り消した事例は無かった。これについては、前記3(1)イのとおり、風俗営業に関連する人身取引事犯の被害者数は、本規制を講じた平成18年以降おおむね減少傾向にあることから、当該規制の導入によって、風俗営業を営む者が当該罪を犯すことを抑止する効果を上げている可能性はある。しかし、現時点において当該規制の有効性及び効率性について十分に検証できるまでには至っていない。

また、性風俗関連特殊営業を営む者が、当該罪を犯したことを理由として営業停止処分を受けた事例は無かった。これについては、前記3(1)イのとおり、性風俗関連特殊営業に関連する人身取引事犯の被害者数は、本規制を講じた平成18年以降おおむね減少傾向にあることから、当該規制の導入により性風俗関連特殊営業を営む者が当該罪を犯すことを抑止する効果を上げている可能性はある。しかし、現時点において当該規制の有効性及び効率性について十分に検証できるまでには至っていない。

(2) 風俗営業者等に対する接客従業者の在留資格等の確認の義務付け

風俗営業者等に対する接客従業者の在留資格等の確認義務及び確認記録の作成・保存義務については、前記3(2)イのとおり、風俗関係事犯に關与した外国人女性の入管法違反の検挙人員は本規制を講じた平成18年以降減少傾向にあることを参考としつつ、実際に行政処分の対象となり又は検挙された営業者が毎年一定数存在していることを踏まえると、風俗営業等において不法就労を助長し得る環境を改善する効果を上げていると考えられる。これら

のことから、当該規制については、その有効性が認められる。

また、この規制により、風俗営業者等に在留資格等の確認記録の作成及び保存の負担が生じるが、規制導入前も従業者名簿の作成及び保存が義務付けられていることから、負担は軽微なものと考えられる。したがって、本規制については得られる効果が生じる負担を上回っており、効率性が認められる。

(3) 性風俗関連特殊営業を営む者に対する届出確認書の備付け及び提示義務

性風俗関連特殊営業を営む者に対する届出確認書の備付け及び提示義務については、前記3(3)イのとおり、性風俗関連特殊営業における無届営業・届出書虚偽記載等の検挙件数及び検挙人員は本規制を講じた平成18年以降増加傾向を示し、一定数の営業者が毎年行政処分を受けており、届出書を提出した営業者であるか否かを外形的に判断できない状況を改善する効果を上げている。また、これらの義務を課したことにより、無届の性風俗関連特殊営業を一定程度排除できていると考えられる。以上のことから、当該規制についてその有効性は認められる。

また、この規制により、行政には届出確認書を交付する事務が、性風俗関連特殊営業を営む者には関係者からの請求に基づく届出確認書の提示という負担が生じるが、当該負担は軽微なものと考えられる。したがって、本規制については得られる効果が生じる負担を上回っており、効率性が認められる。

(4) 派遣型ファッションヘルス営業に係る受付所及び待機所を届出対象に追加

- ・ 受付所に対する店舗型ファッションヘルスと同様の営業禁止区域等の規制の適用
- ・ 警察職員による立入りの対象施設に派遣型ファッションヘルス営業に係る事務所、受付所及び待機所を追加

上記各事項については、前記3(4)イのとおり、実際に行政処分の対象となり又は検挙された営業者が存在しており、店舗型ファッションヘルスの営業所類似の受付所が住宅地等において深夜まで営業するなどの問題を改善する効果を上げている。また、派遣型ファッションヘルス営業における年少者使用の検挙件数及び検挙人員は本規制を講じた平成18年以降減少傾向にあることを踏まえると、当該規制についてはその有効性が認められる。

また、この規制により、行政には届出事項の追加による営業管理システムの整備に要する費用及び立入事務の増加が、派遣型ファッションヘルス営業者には届出書の記載事項及び添付書類の増加及び立入りの負担が生じるが、それらは軽微なものと考えられる。したがって、本規制については得られる効果が生じる負担を上回っており、効率性が認められる。

(5) 客引きをするための立ちふさがり、つきまとい行為の禁止

客引きをするための立ちふさがり、つきまとい行為の禁止については、前記3(5)イのとおり実際に検挙された営業者が存在しており、風俗営業者等

が客引きの規制から逃れるため、店の名前や具体的な文言を言わないまま相手の前に立ちふさがったり、相手につきまったりしながら声を掛け、相手に関心を示してから客引きに移行するといった行為を行っている状況を改善する効果を上げている。このことを踏まえると、当該規制についてはその有効性が認められる。

また、これらの行為の取締りは従来の取締りの延長で行うことができる事務であり、新たな負担は発生しないため、効率性が認められる。

(6) 性風俗関連特殊営業を営む者による人の住居へのビラ等の頒布、広告制限区域等における広告物の表示等の直罰化及び無届業者の広告宣伝等の禁止

性風俗関連特殊営業を営む者による人の住居へのビラ等の頒布、広告制限区域等における広告物の表示等の直罰化及び無届業者の広告宣伝等の禁止については、前記3(6)イのとおり、実際に行政処分の対象となり又は検挙された営業者が一定数存在しており、一般家庭の郵便受け等に性風俗関連特殊営業のビラが投げ込まれたり、学校の周囲等に性風俗関連特殊営業に係る広告物の表示が行われる状態を改善する効果を上げている。これらのことを踏まえると、当該規制についてはその有効性が認められる。

また、この規制により、取締りの負担は増加するが、従来に比べて効率的な取締りが可能となるため、当該負担は軽微なものと考えられる。したがって、本規制については得られる効果が生じる負担を上回っているため、効率性が認められる。

5 学識経験を有する者の知見の活用に関する事項

平成24年2月17日に開催した第23回警察庁政策評価研究会において有識者の意見を聴取した上で作成した。

6 評価を行う過程において使用した資料その他の情報に関する事項
なし

7 評価を実施した時期

平成18年5月から23年12月までの間

8 政策所管課

保安課